



山口労安発0606第 2号
令和 元年 6月 6日

山口県経営者協会 会長 殿

山口労働局職業安定部長



令和元年度「外国人労働者問題啓発月間」について

時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

貴団体におかれましては、労働行政の運営につきまして、平素から格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、経済社会の国際化の進展に伴い、就労を目的として我が国に入国、在留する外国人労働者は増加していますが、その就労状況は、雇用が不安定であること、社会保険の未加入が多いこと、依然として不法就労者数が高水準で推移していること等の問題があったことから、専門的・技術的分野の外国人労働者の就業を促進するとともに、就労する外国人労働者について、雇用管理の改善や再就職を促進するための施策を総合的に講ずることとしました。

平成5年度から政府全体として6月を「外国人労働者問題啓発月間」と位置付け、厚生労働省においても、同月間中に事業主等を始め広く国民一般に対して外国人労働者問題についての啓発活動を行っているところです。

つきましては、別添のポスターの掲示及びリーフレットを参考にした、会員の方への周知・広報について、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、山口労働局ホームページ (<https://jsite.mhlw.go.jp/yamaguchi-roudoukyoku>) のトピックスに当該リーフレットを掲載しておりますので、こちらも併せて御活用ください。

担当：山口労働局職業安定部
職業対策課 佐々木

電話：083-995-0383